

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20230202製局第1号
令和5年2月8日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長

経済産業省製造産業局長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長及び警察庁警備局長から令和5年2月2日付け警察庁丙組組一発第41号、警察庁丙備企発第37号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

当該要請の趣旨は、令和5年1月28日付け外務省告示第34号、令和5年2月2日付け外務省告示第45号及び令和5年1月28日付け国家公安委員会告示第3号並びに令和5年2月2日付け国家公安委員会告示第4号により、資産（財産）凍結措置等の対象となる者が追加されるとともに、当該者に係る記載事項の一部が改正されたことから、それを周知するものです。

最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法

（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

機密性 1

警察庁丙組組一発第 41 号
警察庁丙備企発第 37 号
令和 5 年 2 月 2 日

経済産業省製造産業局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警察 庁 警 備 局 長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 164）

この度、別添のとおり、「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（令和 5 年 1 月 28 日付け外務省告示第 34 号）及び「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（令和 5 年 2 月 2 日付け外務省告示第 45 号）並びに「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件」（令和 5 年 1 月 28 日付け国家公安委員会告示第 3 号）及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件」（令和 5 年 2 月 2 日付け国家公安委員会告示第 4 号）により、資産（財産）凍結措置等の対象となる者が追加されるとともに、当該者に係る記載事項の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「国際テロリスト財産凍結法」という。）により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、宝石商に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、I S I L その他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について国際テロリスト財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件

○外務省告示第三十四号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和五年外務省告示第二百六十

八号を含む千九百八十八号、第九百八十九号及び第二千二百五十三号

に基き設立された各理事會委員會が令和五年一月二十七日に行つた決定

等に基づき、同理事會決議第千二百六十七号4(b)、第千三百三十三号

八百十九号1(a)、第九百九十九号2(a)、第千九百八十八号1(a)、第千九

百八十九号1(a)に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のよ

うに改正する。

定（次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規

定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

外務大臣 林 芳正

令和五年一月二十八日

改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規

定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

外務大臣 林 芳正

令和五年一月二十八日

改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>1. ～794. [略]</p> <p><u>795. Islamic State In Iraq And the Levant In South-East Asia (ISIL-SEA, ISIL-South East Asia)</u> <u>(original script: na)</u> <u>(a.k.a.: (a)Islamic State East Asia Division</u> <u>(b)Dawlatul Islamiyah Waliyatul Mashriq)</u> <u>旧称 :不明</u> <u>所在地 :不明</u> <u>国連制裁委員会による指定日 : 2023年1月27日</u> <u>その他の情報 : Formed in June 2016 upon announcement by now-deceased Isnilon Hapilon (477. に指定した個人) . Associated with Islamic State in Iraq and the Levant, listed as Al-Qaida in Iraq (453. に指定した団体) . INTERPOL-UN Security Council Special Notice web link: www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities.</u></p>	<p>(別表)</p> <p>1. ～794. [同左]</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

件名・国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件

○外務省告示第四十五号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和五年外務省告示第三十
四号を含む関連の告示に關し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六
十七号、第九百八十八号、第九百八十九号及び第二千二百五十三号
に基き設立された各理事会委員令和五年一月二十七日に行つた決
定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号4(b)、第千三百三十三
号8(c)、第千三百九十号2(a)、第千九百八十八号1(a)、第千
九百八十九号1(a)、第二千二百五十三号2(a)及び第二千二百五十
五年外務省告示第三十四号により加えられたものを次のように改正する。
令和五年二月二日

外務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分のうちに改める。

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>1. ～794. [略]</p> <p>795. <u>東南アジアのイラクとレバント地方のイスラム国 (ISIL-SEA、ISIL 東南アジア) (別称：(a)イスラム国東アジア支部(b)ダウラツル・イスラミーヤ・ワリヤツル・マシュリク)</u> <u>Islamic State In Iraq And the Levant In South-East Asia (ISIL-SEA, ISIL-South East Asia)</u> <u>(original script：不明)</u> (a. k. a.： (a)Islamic State East Asia Division (b)Dawlatul Islamiyah Waliyatul Mashriq) 旧称：不明 所在地：不明 国連制裁委員会による指定日：2023年1月27日 その他の情報：<u>2016年6月、故・イスニロン・ハピロン(477. に指定した個人)による宣言に基づき設立された。イラクのアル・カーイダ(453. に指定した団体)としてリストに掲載されているイラクとレバント地方のイスラム国と関係がある。同団体に対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities</u></p>	<p>(別表)</p> <p>1. ～794. [同左]</p> <p>795.</p> <p><u>Islamic State In Iraq And the Levant In South-East Asia (ISIL-SEA, ISIL-South East Asia)</u> <u>(original script: na)</u> (a. k. a.： (a)Islamic State East Asia Division (b)Dawlatul Islamiyah Waliyatul Mashriq) 旧称：不明 所在地：不明 国連制裁委員会による指定日：2023年1月27日 その他の情報：<u>Formed in June 2016 upon announcement by now-deceased Isnlon Hapilon (477. に指定した個人) . Associated with Islamic State in Iraq and the Levant, listed as Al-Qaida in Iraq (453. に指定した団体) . INTERPOL-UN Security Council Special Notice web link：www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities.</u></p>

備考 表中の「」の記載及び全体に付した傍線は注記である。

○国家公安委員会告示第三号

次の国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年一月二十八日

国家公安委員会委員長 谷 公一

アル・カーイダ／ISIL（ダーイシュ）と関係を有する法人その他の団体

名称 Islamic State In Iraq And the Levant In South-East Asia（ISIL-SEA, ISIL-South East Asia）

（original script: na）

別名 (a)Islamic State East Asia Division (b)Dawlatul Islamiyah Waliyatul Mashriq

旧名称 不明

所在地 不明

名簿に記載された年月日 2023年1月27日

名簿記載者公告番号 QE－93

その他参考となるべき事項 Formed in June 2016 upon announcement by now-deceased Isnlon Hapilon

(QI – 104) . Associated with Islamic State in Iraq and the Levant, listed as Al-Qaida in Iraq (QE
– 48) . INTERPOL-UN Security Council Special Notice web link:
www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities.

○ 国家公安委員会告示第四号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年二月二日

国家公安委員会委員長 谷 公一

- 1 名簿記載者公告番号 QE - 93 (Islamic State In Iraq And the Levant In South-East Asia (ISIL-SEA, ISIL-South East Asia))

(1) 変更前

名称 Islamic State In Iraq And the Levant In South-East Asia (ISIL-SEA, ISIL-South East Asia)
(original script:na)

別名 (a)Islamic State East Asia Division (b)Dawlatul Islamiyah Waliyatul Mashriq

その他参考となるべき事項 Formed in June 2016 upon announcement by now-deceased Isnilon Hapilon (QI - 104) . Associated with Islamic State in Iraq and the Levant, listed as Al-Qaida in Iraq (QE - 48) . INTERPOL-UN Security Council Special Notice web link: www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities.

(2) 変更後

名称 東南アジアのイラクとレバント地方のイスラム国 (ISIL-SEA、ISIL 東南アジア)
(Islamic State In Iraq And the Levant In South-East Asia (ISIL-SEA, ISIL-South East Asia)
(original script:不明))

別名 (a)イスラム国東アジア支部 (Islamic State East Asia Division) (b)ダウラツル・イス
ラミーヤ・ワリヤツル・マシュリク (Dawlatul Islamiyah Waliyatul Mashriq)

その他参考となるべき事項 2016年6月、故・イスニロン・ハピロン (QI - 104) による宣言
に基づき設立された。イラクのアル・カーイダ (QE - 48) としてリストに掲載されているイラ
クとレバント地方のイスラム国と関係がある。同団体に対するインターポール (国際刑事警察機
構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク : <https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities>